

24佐消予第1450号  
平成24年10月30日

各課(署)長様

消防局長

予防規程認可審査基準の一部改正について(通知)

記

みだしについては、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成24年総務省令第49号)により、予防規程に定めなければならない事項に、地震時の措置に加え、地震に伴う津波が発生し又は発生するおそれがある場合における施設及び設備に対する点検、応急措置等に関することが追加され、このたび、当該予防規程に盛り込むべき主な事項について指針が示されました。

これにともない、予防規程の認可審査基準を別紙のとおり一部改正したので、遺漏のないよう指導されたい。

以上  
(予防課)

## 予 防 規 程 認 可 審 査 基 準

### 1 認可審査にあたって留意すべき事項

- (1) 予防規程の認可は、危険物関係事業者が作成した自主保安基準たる予防規程の効力を補充的に発生させるものであるから、審査にあたっては努めて申請者の意志に重点を置いて一方的に規程の変更を強いることがないようにすること。
- (2) 審査にあたっては、予防規程の内容が消防法令及び消防法第10条第3項の貯蔵、取扱い基準に抵触していないこと並びに緊急時の措置その他応急の際の連絡措置などが、保安上適正を欠かない等の事項について行うが、内容に不適当な箇所がみられない場合にも、規程が抽象的な範囲に止り、具体性に欠け保安の指針となり得ないと認められるものは認可を行えないこともあるので関係事業者には、その旨を十分に説示すること。
- (3) 関係事業者が社内規程として作成したものを予防規程として申請する場合は、当社内規程の名称いかに拘らず内容を審査し、予防規程として必要な要件を備えているものは認可を行うこと。
- (4) 予防規程には、危険物施設以外の内容が附加されていても排除すべきものではないこと。
- (5) 予防規程とは別に定められる消防計画、その他の防災規程等は、内容の一部重複する箇所もあるので、事前に整合を図るよう調整されていること。

### 2 標準処理期間

予防規程の認可にかかわる処理期間は、申請書を受理した日から7日以内（処理期間内に土曜日、日曜日等の休日を含む場合は当該日を除き7日以内）に認可手続きを完了すること。

### 3 予防規程に定めるべき事項の留意点

- (1) 危険物の保安に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。
  - ア 現実に保安の管理を実行していく組織と、保安管理を推進する方策等を審議する委員会等を別に作っておくこと。
  - イ 保安の管理組織を作るにあたっては、保安監督者だけに管理業務の責任が集中しない様に留意すること。
  - ウ 法令上保安監督者が不要な施設でも、保安監督者が必要な施設に準じて管理組織を定めること。
  - エ 単独荷卸しが行われる給油取扱所等にあつては、単独荷卸し時における給油取扱所等の危険物保安監督者、従業員の体制に関すること。
- (2) 保安監督者が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合にその職務を代行する者に関すること。
  - ア 保安監督者の代行者は必ず定めておき、当該代行者がいつでも保安監督者の業務を行えるよう、保安監督者の届出をさせておくこと。
  - イ 保安監督者以外の管理者についても、副保安管理者等との組合わせで、保安管理の間隙ができないように措置されていること。

(3) 化学消防自動車の設置その他自衛の消防組織に関すること。

ア 法令上自衛消防組織を作る必要がないものでも、消防設備等を活用して有効な消火活動を行う必要があることから、予防規程で自衛消防組織を作るよう努めること。

イ 自衛消防組織の災害対策本部は、災害時どこに設置するか、又、活用する関係書類も集結する方法を計画しておくこと。

ウ 自衛消防組織は、就業中と休業時等の態勢を区別して、いずれも保安態勢が確保できるようにしておくこと。

エ 災害対策本部と現場消防活動等を行う自衛消防隊との通信連絡はトランシーバー等で行うことを考慮しておくこと。

オ 予防規程に基づく自衛消防隊と、消防計画に基づく自衛消防隊の有機的連携を十分に図っておくこと。

(4) 危険物の保安に係る作業に従事する者に対する保安教育に関すること。

ア 教育は、教養と訓練を区別して計画すること。

イ 教育を計画する場合は、年間計画と月間計画をそれぞれ定め、教育内容等によって部外講師等の要請を配慮するなど実効性を確保したものとすること。

ウ 新任、臨時の採用者等に対する教育は、採用時に危険物の物性、危険性、非常時の応急措置等、保安の全般にわたって行うこと。

エ 訓練は、総合訓練と部分訓練を交互に反復して行い、確実に対応を修得するよう計画すること。

オ 単独荷卸しが行われる給油取扱所等にあつては、危険物保安監督者及び従業員に対する単独荷卸しの教育に関すること。

(5) 危険物の保安のための巡視、点検及び検査に関すること。

ア 点検、検査は担当範囲の広狭に応じ、分担して綿密、効率的に行うようにされていること。

イ 点検、検査の担当者は専門的知識を持った者をあてる。

ウ 点検は、施設の内容に精通した一定の知識を有することが必要であることから、点検に立会う危険物取扱者も予防規程で指定しておくこと。

エ 点検は、毎日行うものと一定期間毎に行うものを区別して、継続して行うよう配慮しておくこと。

オ 点検表は、どの部分を点検しておくのが保安上重要なものが予め明確になるように、チェックできる体裁をとっておくこと。

カ 点検、検査の結果は、管理者等に回覧できるようにし、点検者だけが内容を知っているという様なことがないよう規程上明示しておくこと。

キ 点検、検査の結果、異常が生じている場合は、後の措置をどうするか措置方法を定めておくこと。

ク 単独荷卸しが行われる給油取扱所等にあつては、給油取扱所等に設置する単独荷卸しに係る安全対策設備に維持管理に関すること。

(6) 危険物施設の運転又は操作に関すること。

ア 法令基準をベースにして手順書的な作業要領を定めておくこと。

イ 設備等の配置を記入した危険物施設全体が分かる様な図面を作成しておく、危険物の流れを図示し、運転、操作は細部についてフローシートにして

予防規程の細部事項として別冊にしておくこと。

ウ 配管は、図示されたものと同様の色分けにするなど措置しておくことが保安上必要であること。

(7) 危険物取扱い作業の基準に関すること。

ア 法令に基づく貯蔵又は取扱い基準をもとに、施設の実態を加味して作業基準を定めておくこと。

イ 事業所で修理等のため仮貯蔵、取扱いを行うこともあるので、次の事項について予め定めておくこと。

(ア) 保有空地の確保

(イ) 同一場所で類を異にする危険物の排除

(ウ) 火気使用の規制

(エ) 整理整頓

(オ) 係員以外の者の出入り規制

(カ) 危険物の積載、運搬、移送方法

(キ) 標識、掲示板

(ク) 消火器等の準備

(ケ) 非常時の通報

(コ) 単独荷卸しが行われる給油取扱所等にあつては、単独荷卸しの実施に関するすること。

(8) 補修等の方法に関すること。

ア 改修工事に伴う安全対策を予防規程に定める場合は、次の着眼事項に留意すること。

(ア) 補修する場合の事前の検討

(イ) 危険物の排除方法並びに排除の確認方法

(ウ) 火気使用の規制

(エ) 事業所全体に対する補修実施の周知

(オ) 工事に伴う部外者への火災予防

(カ) 外来作業者への遵守事項の通知

イ 補修工事にかかる前には、関係部署との協議を経て補修方法等を決定する様明確にしておくこと。

(8の2) 施設の工事における火気の使用若しくは取扱いの管理又は危険物等の管理等安全管理に関すること。

(8の3) 製造所及び一般取扱所にあつては、危険物の取扱行程又は設備等の変更に伴う危険要因の把握及び当該危険要因に対する対策に関すること。

(8の4) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所にあつては、顧客に対する監視その他保安のための措置に関すること。

ア 監視等を行う危険物取扱者及びその指揮下で監視等を行う従業者（以下「危険物取扱者等」という。）の体制

イ 監視等を行う危険物取扱者等に対する教育及び訓練

ウ 監視等を行う危険物取扱者等の氏名の表示

エ 顧客用固定給油設備の1回の給油量及び給油時間の上限並びに顧客用固定注油設備の1回の注油量及び注油時間の上限の設定

オ 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備の日常点検

(9) 移送取扱所にあつては、配管の工事現場の責任者の条件、その他配管の工事現場における保安監督体制に関すること。

ア 移送取扱所の保安管理は、敷地外の河川、道路、海など広範な範囲に及ぶことから、監督体制などに隘路が生じない様分担して徹底が図られていること。

イ 現場責任者を選定するにあつては、災害が多方面に影響を与えることを考慮し、人格、識見の高い（危険物の保安に関し、知識を有することは勿論）者を充てることを明らかにしておくこと。

ウ 特定移送取扱所にあつては、予め市町村長等と災害時の措置について協議しておくこととされているが、協議内容については、以下の事項に留意しておくこと。

(ア) 関係者の連絡先、連絡方法、連絡事項

(イ) 応急修理資器材の保管場所

(ウ) 流出した危険物の措置方法

(10) 移送取扱所にあつては、配管の周囲において、移送取扱所の施設の工事以外の工事を行う場合における当該配管の保安に関すること。

ア 移送取扱所の周囲にも配慮し、状況把握等の安全確保方法を明確にしておくこと。

イ 周辺工事において留意しておくべき事項は次によること。

(ア) 配管周辺における各種工事の把握方法

(イ) 各工事者との安全対策に関する協議

(ウ) 巡回監視、記録

(エ) 緊急時における通報と応急措置

(11) 災害その他の場合にとるべき措置に関すること。

ア 災害時には、通報義務と引き続く災害の拡大措置を講ずべきことが定められ概ね次の措置が計画されていること。

(ア) 共通事項

- ・ 災害時における緊急措置の事前協議
- ・ 危険物流出時等の防除資器材の備蓄及び防災措置
- ・ 自衛消防組織の編成及び指揮体制の確立
- ・ 消防への通信連絡、相互応援協定に基づく資器材の要請等
- ・ 消防機関現場到着時の状況報告
- ・ 避難誘導體制の確立
- ・ 人命の救出、救助体制の確立
- ・ 休日、夜間時における応急措置体制
- ・ 亀裂、破損、流出時
- ・ 防油堤排水弁及び各排水溝等の閉鎖確認
- ・ パイプ、バルブ等の閉鎖（緊急遮断弁操作）
- ・ 危険区域漏洩箇所から一定距離内の危険区域設定
- ・ 亀裂、破損箇所の小規模のものへの応急修理
- ・ 事業所内に土のう積み及びオイルフェンスの展張準備又は吸着剤による措置

(イ) 亀裂、破損、火災発生

- ・パイプ、バルブの閉鎖（緊急遮断弁操作）
- ・危険区域漏洩箇所及び火災現場から一定距離内危険区域の設定
- ・消火資器材等の応援要請
- ・消火ポンプ起動、初期消火
- ・避難対策

(ウ) 破損、火災、爆発

- ・危険区域火災現場から一定距離以内危険区域の設定
- ・危険区域内関係者以外の立入制限
- ・消火資器材等の応援要請
- ・消火ポンプ起動、初期消火
- ・避難対策

(エ) 単独荷卸しにおいて、事故等の異常事態が発生した場合の対応に関する  
こと。

(1 1 の 2) 地震発生時及び地震に伴う津波が発生し、又は発生するおそれがある  
場合における施設及び設備に対する点検、応急措置に関すること。(た  
だし、津波による浸水のおそれがない場合は、津波対策に関する事項に  
ついて省略することができる。)

ア 従業員等への連絡方法

イ 従業員等の安全確保等に係る対応

ウ 施設点検の優先順位

エ 運転停止の方法及び実施体制

オ 入構者に対する周知

カ 従業員の緊急参集方法

キ 必要な資機材の調達方法

ク 従業員への教育及び訓練

(1 2) 危険物の保安に関する記録に関すること。

ア 法令上の定期点検に定める点検のみを記録するばかりではなく、予防規程  
に定める点検も同様に記録し保存するよう定めておくこと。

イ アの他、保安に関する記録は、日常の作業時における設備等のトラブルの  
発生に関する事例、経過、改修工事等の内容及び経過あるいは作業マニユア  
ルの改訂等、施設の稼働状況をハード、ソフトの両面から記録し保存するよ  
うにしておくこと。

ウ 過去の記録は、分析検討することによって現在の設備、取扱い方法等を改  
善する際に活用していくことは、保安を図っていく上で必要かつ有効である  
ことから、なるべく具体的な記録を残すよう措置しておくこと。

エ 記録する用紙は、施設にそった内容のものとし、次の事項を明確にすること  
ができること。

(ア) 点検年月日、点検実施者

(イ) 点検項目

(ウ) 該当場所（点検場所）

(エ) 点検の良否

(オ) 点検結果の否の理由

(カ) 点検結果の処置

(キ) 点検の実施種別（毎日点検、定期点検等）

(ク) 検印

(ケ) その他点検実施及び実施後における必要な事項

オ 記録保管責任者等を定め、維持管理の徹底を図る。

(13) 製造所等の位置、構造及び設備を明示した書類及び図面の整備に関する  
こと。

施設が大規模化するに伴い、どこにどのような構造の施設が配置され、他の  
ものとどういう関連があるのか又は過去に行われた改修や設備の変更、事故  
の発生状況等の機器の履歴等について、当該施設の許可書類等だけでなく、  
設計資料、工事記録等の実態を明らかにする図書等を保管する必要がある。  
このような資料は事故防止だけではなく、事故後の原因究明資料としても有効  
な技術的資料となるので、保管については明示しておくこと。ただし、次の  
事項は、基本的事項として特に留意しておくこと。

ア 施設の許可書類の保管、管理

イ 現在の施設に即した図面の作成、整備

ウ 事業所全体からみた設備機器、配管等の配置図面作成、掲示

(14) 危険物の保安に係る作業に従事する者であって、予防規程に違反した者に  
対する措置に関する  
こと。

ア 違反基準を明示しておくこと。

イ 違反措置を明確にしておくこと。

(15) 危険物の保安に関し必要な事項

ア 施設の形態、規模等の特殊性を考慮して安全管理上必要な事項を定めてお  
くこと。

イ 他の法令による安全に関する社内規程等との関連について必要事項をもち  
込んでおくこと。

ウ 単独荷卸しの仕組み、（給油取扱所等に設置する安全対策設備、単独荷卸  
しを実施する運送業者及び石油供給者が実施すべき事項）に関する  
こと。

エ 単独荷卸し時における給油取扱所等の危険物保安監督者、従業員の体制に  
関する  
こと。

#### 4 認可の基準

予防規程が次の各号の一に該当するときは、認可を与えないことができる。

(1) 前記3に掲げる事項が明確にされず抽象的で実効性に欠けると認められると  
き。

(2) 予防規程が、消防法第10条第3項に基づく貯蔵取扱い基準に違反している  
とき。

(3) その他火災予防上不相当と認められる事項があるとき。

(4) 単独荷卸しが行われる給油取扱所等にあつては、次の書類を添付させること。

ア 石油供給者の構築した単独荷卸しの仕組みを記載した書類。

イ 当該給油取扱所等において、単独荷卸しを実施する運送業者のリスト。

ウ 石油供給者が、単独荷卸しの仕組みに基づき、単独荷卸しを実施する  
ことを当該給油取扱所等に対して確約した書類（契約書等）。

以上